

【電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示について】

当院は、『電子的診療情報連携体制整備加算』に係る施設基準に基づき、以下の体制を整備しています。

- 【1】 オンライン請求を行っています。
- 【2】 算定した診療報酬の区分・項目の名称及びその点数または金額を記載した詳細な明細を無料で交付しています。
- 【3】 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧・活用できる体制を有しています。
- 【4】 マイナンバーカード保険証利用率(30%以上)
- 【5】 マイナンバーカードの利用について、お声かけ、ポスター掲示を行っています。
- 【6】 マイナポータルの医療情報に基づき、患者さまの健康管理に関わる相談に応じ、十分な情報を取得し活用して診療を行うことについて、当医療機関の見やすい場所及びウェブサイト等に掲載しています。
- 【7】 電子処方箋を発行する体制、または調剤情報を電子処方箋管理サービスに登録する体制を有しています。

2026 年診療報酬改定に伴い『電子的診療情報連携体制整備加算 2』を2026 年 6 月 1 日より、月に 1 回に限り算定しております。

(初診算定時 9 点/再診算定時 2 点)

正確な情報を取得、活用し質の高い診療提供のため、マイナ保険証のご利用にご協力をお願いいたします。

ご理解、ご協力の程、宜しくをお願いいたします。



花小金井
きのしたクリニック